


支出項目	広報費
------	-----

NO	月日	内 容		支 出 額	証 明 書 類	
		品 目	支出先		領収 番 号	支 払 証 明 書 番 号
1	1月30日	広報紙 別納郵便料 区内特別 @73円×1,340通 第一種 @84円×287通	日本郵便株式会社	121,928	1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
1月 小 計				121,928		

領 収 書 貼 付 用 紙

支 出 項 目	広 報 費	領 収 書 番 号	1
<p><b>領 収 書</b> 石岡 千鶴子 様</p>			
<p>[別納引受] 区内特別基 (定) 17.5g @73 1,340通 ¥97,820</p>			
<p>小 計 ¥97,820</p>			
<p>第一種定形 17.5g @84 287通 ¥24,108</p>			
<p>小 計 ¥24,108</p>			
<p>郵便物引受合計通数 1,627通 課税計 (10%) ¥121,928 (内消費税等 ¥11,084) 非課税計 ¥0</p>			
<p>△計 ¥121,928 お預り金額 ¥130,000 おつり ¥8,072</p>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済</p> </div>			
			
<p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2023年 1月30日 13:07 発行No. 230130A6374 端N18箱01 連絡先：弘前茂森町郵便局 TEL:0172-35-2735</p>			
支出目的・内容	広報紙 郵便料		
備 考			
<p>別納郵便料 区内特別 @73円×1,340通 計121,928円 第一種 @84円×287通</p>			

支出項目	広報費
------	-----

NO	月日	内 容		支 出 額	証 明 書 類	
		品目	支出先		領収書 番 号	払 込 明 細 号
1	2月6日	広報紙 印刷代 2,000部 (令和5年1月 第20号発行)	株式会社 笹 軽印刷	170,500	2	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
2月 小 計				170,500		

領 収 書 貼 付 用 紙

支 出 項 目	広 報 費	領 収 書 番 号	2
---------	-------	-----------	---

領 収 証

石 岡 千 鶴 子 様

NO. 38414

金額	百 万	千	円
	¥ 1	705	00 -

但し 印刷代として

5 年 2 月 6 日 上 記 の 金 額 正 に 領 収 いた した



内消費税

現 金	0
小 切 手	
手 形	
振 込	
相 殺	

株式会社 笹 軽 印 刷

〒036-8203 弘前市本町76  
TEL 32-7530 TEL 33-2468  
(U-プリント)



支出目的・内容	広報紙 印刷代
---------	---------

備 考

議会だより、封筒 (長3) 各2,000部  
(令和5年1月 第20号発行)

# 請 求 書

5年 1月 25日

石田千鶴子 様

株式会社

(U-プリ) 笹 軽



合計 ¥ 170,500-

〒036-8203

弘前市本町

電話

(0172) 32-7530

F.A.X

(0172) 33-2785

摘 要	金 額	備 考
別紙請求書 1枚	170500	
前月請求残高		
差引請求金額	¥170500	

毎々御引立を賜り有難く厚く御礼申し上げます。  
上記のとおり請求申し上げます。

振込先 {



請 求 書 令和 5 年 1 月 25 日

No

石田千鶴子 様

弘前市本町76-2

株式会社 笹 軽 印刷

下記のとおり御請求申し上げます

TEL 32-7530

U-プリント TEL 33-2468

品 名	数 量	単 価	金 額
議会(1) 第20号	2000		110000
封筒(長3)	2000		45000
(消費税)			15500
合 計			¥170500



# しもゆぐちからの発信

あなたと共にあゆむ「ちづこのあしあと」

発行：石岡ちづこ

〒036-8217 弘前市茂森町137

TEL&FAX：0172-88-7668 E-mail：chizukoi@olive.ocn.ne.jp

## 第20号

新しい年がはじまりました。今だ新型コロナウイルス感染症の流行は止まらず、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、まもなく1年が経とうとしています。その影響は市民生活にもじわりじわりと影を落としています。今年こそは、すべての人々が安心して、そして平和に暮らせる年となるように願ってやみません。

昨年一年間の一般質問および、決算審議についてダイジェストでお知らせします。

令和4年(2022年)第1回定例議会 一般質問より

## 弘前市の指定管理者制度※について

※「指定管理者制度」とは、公の施設を民間事業者なども管理できるとしたものです。民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るためです。

指定管理者の人件費が安すぎます。指定管理者の安価な人件費がメリットだとする一方で、安すぎる賃金の是正を訴える声が増しに大きくなっています。このような現状を市はどう受け止めているのでしょうか。人件費を含め制度の見直しをする時期にきていると思うのですが市の考えは？

### 【市長の答弁】

A：指定管理者制度は令和3年4月1日時点で、586の公の施設のうち469施設で導入しています。一例をあげるなら市立図書館や市立郷土文学館は、良質で安定的なサービスの提供が図られていると認識しています。人件費については年間1,900万円の削減効果がありました。指定管理者は、市が示した指定管理料をもとに、自社の給与規定等を踏まえ人件費を積算し、応募されている。市は今後も利用者や指定管理者の声、また弘前市指定管理者選定等審議会の意見などを聞きながら適正な制度運営に努めていきます。

### 👍ここが言いたい!

交流センター勤務の42歳男性、勤務年数は12年。その間一円の昇給もなく、手取り8万円(以前質問したスポーツ協会勤務の職員もこれと酷似しています)。書類提出などで市役所へ出向く際のガソリン代など一切支給されず、自腹が常態化していたといいます。その後、交流センター勤務の42歳男性は「せめて人間らしく生活のできる、希望の持てる賃金体制にしてほしい」という言葉をのこして仕事を辞めました。これでは都会との賃金格差が広がり、弘前を離れていく熟年層や若者が増えるのはあたりまえです。

## 桜まつりの“ぼんぼり”について

弘前さくらまつりで70年以上、弘前公園内や外濠を彩ってきた“ぼんぼり”の設置事業が今年から廃止となりました。廃止に至った経緯についてお知らせください。

### 【観光部長の答弁】

A: この事業は民間企業からなどの協賛金収入より実施されています。コロナウイルスの感染拡大の影響によりまつりの中止も含め、直前でのまつり内容の変更や規模の縮小が想定されることから、協賛の募集やぼんぼり制作の発注など、例年通りの事業スケジュールでは実施が困難になったためと主催者側から聞いている。今後の在り方については主催する4団体において、必要に応じて協議していきます。



「弘前観桜会100周年記念誌」より  
夜桜のボンボリがお濠の水に映える弘前公園の夜景  
=昭和27年(1952)年5月5日

### 👍ここが言いたい!

市は令和3年よりライトアップに工夫を凝らし、夜桜の新たな魅力の創出に努めています。確かに“ぼんぼり”の設置には賛否はあります。しかし「弘前観桜会100周年記念誌」を見ると、ほとんど変わっていない祭りの形態に驚きます。たかが“ぼんぼり”されど“ぼんぼり”。変えてはいけない祭りの名わき役なのだと思うのです。

## 中学校の地域外入学の禁止について

弘前市教育委員会は、学区外の中学校に入学する場合のルールを厳格化することを決めました。内容は市内には特定のスポーツ強豪校に通うため、親子で住居実態のない住所に住民票を移す例があるといい、今後はこうした申請を認めず、場合によっては転居状況の調査も行うというものです。どのような議論を経て、このような結論に至ったのか経緯を教えてください。

### 【教育長の答弁】

A: 市内外から制度が不公平であるという意見が寄せられており、本来の学区の生徒が入部しづらくなる問題が生じていました。教育委員会としては、学区外就学の制度自体を変更するのではなく、運用上の手続きを見直すこととしました。

### 👍ここが言いたい!

子どもたちやその保護者は、なぜルール違反をしてまでも特定のスポーツ強豪校へ入学させたがるのでしょうか。それは、高みを目指す子ども達にとって選択肢がないからです。

市町村合併前の相馬中学校は、スキー競技の強豪校として全国でも有名でした。県内外からスキーをやりたい子どもを広く受け入れてきたからです。もちろん「うちの子が大会に出られない」という保護者もいました。しかし結果的に技術力は向上し、あの小さな地域からオリンピック選手や、世界選手権、国体へ出場する選手が数多く排出されました。

高みを望む子どもたちばかりではなく、学校などの枠にとらわれず、自分自身のレベル、ニーズに合わせたスポーツ・文化活動ができる持続可能なしくみを地域で構築していくことが早急に求められています。

## 一般廃棄物収集運搬業の新規許可を2015年度から与えていない理由について

空き家問題が全国的にクローズアップされています。空き家を解体する場合に発生するごみや、水害などで発生する災害ごみの収集など、それらに特化した収集運搬業者を許可する必要があると思うのですが市の考えは。

### 【市長の答弁】

A：市のごみ排出量は人口減少や減量化、資源化の取り組みで減少してきており、今後も許可業者の収集運搬能力を上回る見込みがないため、今後も原則として新規許可は行いません。

### 👍ここが言いたい!

2024年4月1日より相続登記の義務化が施行されます。取得から3年経過で、正当な理由なく登記を怠れば10万円の過料が発生します(つまり名義変更登記)。空き家を相続した場合、相続人が遠方にいるときなどは空き家の管理自体が行き届かない場合があります。この場合、弘前市が空き家のごみ収集から相続登記、または解体、滅失登記などのスキームを一般に示すことで、よりスムーズな空き家対策を打ち出すことができると考えます。さらに、解体ごみや災害ごみに特化した収集運搬業者を増やすことは、依頼者のコスト(金額)軽減や時間短縮につながるメリットがあり、ぜひ前向きに検討をお願いしたいところです。

## 令和4年(2022年)第4回定例議会 一般質問より

## ドメスティックバイオレンス(DV)・児童虐待の実態とその対応について

母親が父親に日常的に暴力を受けている環境の中で育った子どもは、やがてその子も成人したとき、DVになるという傾向が示されています。負の連鎖を断ち切るため、子どもたちへの教育活動は大事だと思うのです。学校教育カリキュラムの中に、予防的な教育や意識啓発を行う授業を取り入れるべきと思いますが、市の対応についてお聞きします。

### 【健康こども部長の答弁】

A：市のドメスティックバイオレンス(DV)や児童虐待は増加傾向にあります。市として、相談に来られた方に対しては、真摯に向き合い、相談や指導を行っています。また、県とも連携をとりながら対応しています。令和5年度から、専門の家庭相談員を学校に出向むかせるなど検討していきます。

### 👍ここが言いたい!

我が国におけるDVの問題に対応する法律が2001年に制定されて以降、およそ20年近く経過し、DVが子どもを含む被害者に与える影響についての理解も徐々に深まりつつあります。加えて、DV被害者支援については、各自治体、配偶者暴力防止センター、児童相談所、警察、医療機関等において、積極的な対応が日々なされています。法律制定以前は、家庭内暴力は認識されにくく、社会問題にさえならない状況が長く続くものでした。(「DV加害者対応はDV被害者支援たりうるか」高井由紀子著)

DV被害者の大部分は女性が多いのですが、被害者の数だけ加害者が存在します。被害者支援と共に、加害者支援にも今後力を入れていきたいと思っています。



## 「すぐやる課」の設置について

市政の最前線で率先して市民の困りごとを聞く「すぐやる課」の設置をすべきでは。

### 【総務部長の答弁】

A: 新たな組織を設置するのではなく、現行体制における対応の充実を図りながら、どの部署も「すぐやる課」、ひいては市役所全体が「すぐやる市役所」であるよう、職員一人一人が意識し、対応することが大切であると考えています。



すぐやる課内には、発足当時の松本清市長直筆の課の「標語」が掲げられています。

現在も『すぐやる精神』を継承し、これをモットーに職員は日々業務にあたっています。

### 👍ここが言いたい!

「すぐやる課」は、1969年に千葉県松戸市で当時市長だった松本清氏によって創設された課です。経営で培った理念を行政に活かし「市役所は市民のために役立つ人のいる所」、「市長は株式会社の社長。職員は従業員。市民は株主です。ですから職員諸君は市民の皆さんをお客様と呼ぶように」と訓示したといえます。縦割り組織や「たらい回し」を問題視し、「決裁が遅れても役所なのだからしかたない。相手(市民)が待っていればよい」という発想には、官の権威主義が潜んでおり、これこそが病根であり根治させる必要があると説いています。弘前市も「すぐやる市役所」を目指すとしていますので期待しています。

## 決算特別委員会

### ○災害時の体育館利用について

岩木川が越水した際、洪水ハザードマップでは危険地域に指定されていた地区にある体育館で、令和4年8月上旬の豪雨災害で、「命を守る行為をとるように」という緊急安全確保レベル5が出されていたにもかかわらず、通常に利用者を受け入れるようにと市が指示していたことがわかりました。

指示を出したスポーツ振興課は、認識の甘さを謝罪し、今後徹底した管理運営をするとしています。災害時の利用許可基準の見直しすることが大事だと思います。

## 編集後記

私は中学時代「歴史」の授業がキライでした。年表の暗記と無表情(に見えた)に語る先生の授業は退屈そのものでした。8月15日(終戦記念日)や12月8日(太平洋開戦・真珠湾攻撃)くらいは知っていますが、日中戦争、日ロ戦争、満州事変となると何時代の出来事かと関心すら寄せてこなかったのです。しかし、昨年末政府は「安全保障に関する3文書」の改定をいともあっさり決めてしまいました。専守防衛(守りに徹する)姿勢から、敵基地攻撃能力(銃口をこっちに向け、発射しそうなら攻撃するよ)を可能にしたのです。戦争に突き進んだ昭和初期と現在の日本の状況が似ていると指摘する人もいます。こうなってくると、日本には戦争をしないと決めた「憲法9条」があるから大丈夫というばく然とした安心感もゆらいできます。私たちは立ち止まって歴史をつぶさに検証する必要があるのではないのでしょうか。一昨年亡くなった作家の半藤一利さんの言葉「歴史は決して学ばなければ教えてくれない」に背をおされ、「昭和史」を読みふけているのです。



令和5年1月末日

弘前市議会議員 石岡 千鶴子

各位

議会だより「下湯口からの発信」第20号のご送付について

拝啓 厳寒の候 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より格別のご指導を賜り心から御礼申し上げます。

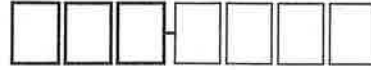
さて この度 議会だより「下湯口からの発信」第20号が  
できましたのでお送り致します。

ご高覧の上 ご助言いただければ幸いです。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬具





弘前市議会議員 石岡千鶴子

---

〒036-8217 弘前市茂森町137番地

TEL・FAX 0172-88-7668

メールアドレス：[chizukoi@olive.ocn.ne.jp](mailto:chizukoi@olive.ocn.ne.jp)

---